

〈資料〉

改正韓国国際私法

青木 清
あおき きよし

南山大学法学部教授

大韓民国（以下、韓国という）の国際私法典たる「涉外私法」が、2001年に改正され、その名も「国際私法」とあらためられ、同年7月1日から施行されている⁽¹⁾。この改正法の特徴については、既に別稿で論じたところであるが⁽²⁾、一言でいえば、「非常に実験的で野心的な法律改正である」と表現できよう。各国の立法例やハーグ国際私法会議の諸条約、さらにはEU条約等も参照し、それらの中から先進的な内容の各種の条文を積極的に取り入れたものとなっている。今回の改正点のうち、準拠法決定ルールにおける両性平等の実現、「常居所」概念の導入、さらには段階的連結の採用といった点は、わが法例においても平成元年の改正の際に既に実現されているところであるが、これに加えて、総論の領域では強行法規の特別連結論（7条）や一般的な例外条項（8条）の導入、さらには反致主義の拡大（9条）、各論の領域では代理や物権に関する規定の新設、消費者契約や労働契約に関する特別規定の新設、さらには当事者自治原則の拡大（33, 38, 49条等）といったことも実現されている。立法論的には、大変興味深い内容となっている。

(1) 改正された韓国国際私法の条文の日本語訳については、すでに、戸籍時報編集部（朴花淑訳）「速報大韓民国・国際私法の改正」戸籍時報529号17頁以下に、また改正時に公表された韓国法務部の解説文を抄訳した戸籍時報編集部（西山慶一訳）「韓国国際私法の解説(1)~(3)」戸籍時報533号11頁以下、535号8頁以下、536号17頁以下の中において、それぞれ発表されている。本翻訳に際して、いずれも参考にさせていただいた。また、旧法に関しては、法務大臣官房司法法制調査部（編）『韓国六法』（ぎょうせい、加除式）掲載の条文を参照させていただいた。なお、改正作業の途中である2000年11月に「改正案」が公表されている。これについては、西山慶一＝青木清共訳「大韓民国涉外私法改正法律案〔仮訳〕」「定住外国人と家族法」研究会編『「在日」の家族法Q&A』（日本評論社、2001年）313頁以下参照。

(2) 青木清「韓国国際私法の改正」国際法外交雑誌100巻6号1頁以下。

時あたかも、わが国においては、法制審議会が専門部会として新たに国際私法（現代化関係）部会を設け、「国際私法に関する法例の規定の現代化を図る上で留意すべき事項」⁽³⁾について審議を重ねているところである。日本との結びつきが深い隣国の立法であり、また内容的にも前述したように非常に興味深いものとなっている今回の改正韓国国際私法は、わが国にとっても資料的価値の高いものと考え、ここに訳出した。以下の翻訳では、改正法の特徴を理解しやすくするため、改正前の条文と対照する形で訳出した。新旧条文の対照関係については、韓国の法務省にあたる韓国法務部が公表した『国際私法解説』（2001年）を参考にした。

韓国国際私法新旧条文対照表

* 下記の用語は、韓国民法に連動した表現でもあるので、オリジナルの表現をそのまま用いた。その意味・内容は右側に記したとおりである。

- ・「法院」（2条ほか） → 「裁判所」
- ・「婚姻中の親子関係」（40条） → 「嫡出親子関係」
- ・「婚姻中の出生子」（42条） → 「嫡出子」
- ・「婚姻外の親子関係」（41条） → 「非嫡出親子関係」
- ・「婚姻外の出生子」（42条） → 「非嫡出子」

国際私法（改正法）

第1章 総則

第1条（目的） この法律は、外国的要素のある法律関係に関して、国際裁判管轄に関する原則と準拠法を定めることを目

涉外私法（旧法）

第1章 総則

第1条（目的） 本法は、大韓民国における外国人及び外国における大韓民国国民の渉外的生活関係に関して準拠法を定め

(3) 法制審議会総会第139回会議（平成15年2月5日）「国際私法の現代化に関する諮問」（諮問第61号）（法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/> より）。

的とする。

第2条 (国際裁判管轄) ①法院は、当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的関連のある場合に国際裁判管轄権を有する。この場合において、法院は、実質的関連の有無を判断するにあたって、国際裁判管轄の配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない。

②法院は、国内法の管轄規定を参酌して国際裁判管轄権の有無を判断するが、第1項の規定の趣旨に照らして国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならない。

第3条 (本国法) ①当事者の本国法によるべき場合において、当事者が二個以上の国籍を有するときは、その者と最も密接な関連のある国の法をその本国法とする。但し、その国籍の中の一つが大韓民国であるときは、大韓民国法を本国法とする。

②当事者が国籍を持たないとき又は当事者の国籍を知ることのできないときは、その者の常居所がある国の法（以下、常居所地法という）により、常居所を知ることのできないときは、その者の居所がある国の法による。

③当事者が地域によって法を異にする国の国籍を持つときは、その国の法選択規定によって指定される法により、そのような規定がないときは、当事者と最も密接な関連のある地域の法による。

第4条 (常居所地法) 当事者の常居所地法によるべき場合において当事者の常居所を知ることのできないときは、その

ることを目的とする。

〈新設〉

第2条 (本国法) ①当事者の本国法によるべき場合において、その当事者が二個以上の国籍を有するときは、最後に取得した国籍によってその本国法を定める。但し、その国籍の一つが大韓民国であるときは、大韓民国の法律による。

②国籍のない者については、その住所地法を本国法とみなす。その住所を知ることができないときは、居所地法による。

③地方によって法が異なる国の国民については、その者が属する地方の法による。

第3条 (住所地法) ①当事者の住所地法によるべき場合において、その住所を知ることのできないときは、その居所地

者の居所がある国の法による。

第5条（外国法の適用） 法院は、この法律によって指定された外国法の内容を職権で調査・適用しなければならず、このため当事者にこれに対する協力を求めることができる。

第6条（準拠法の範囲） この法律によって準拠法に指定された外国法の規定は、公法的性格を有するという理由のみでその適用が排除されてはならない。

第7条（大韓民国法の強行的適用） 立法目的に照らして、準拠法に関係なく当該法律関係に適用されなければならない大韓民国の強行規定は、この法律によって外国法が準拠法に指定される場合においても、これを適用する。

第8条（準拠法指定の例外） ①この法律によって指定された準拠法が当該法律関係とわずかな関連しかなく、その法律関係と最も密接な関連のある他の国の法が明確に存在する場合は、その国の法による。

②第1項の規定は、当事者が合意によって準拠法を選択する場合には、これを適用しない。

第9条（準拠法指定時の反致） ①この法律によって外国法が準拠法に指定された場合に、その国の法によって大韓民国法が適用されなければならないときは、大韓民国の法（準拠法の指定に関する法規を除外する）による。

法による。

②前条第1項及び第3項の規定は、当事者の住所地法による場合に、これを準用する。

〈新設〉

〈新設〉

〈新設〉

〈新設〉

第4条（反致） 当事者の本国法によるべき場合において、その当事者の本国法が大韓民国の法律によるべきものであるときは、大韓民国の法律による。

②次の各号のいずれか一つに該当する場合は、第1項の規定を適用しない。

1. 当事者が合意によって準拠法を選択する場合
2. この法律によって契約の準拠法が指定される場合
3. 第46条の規定によって扶養の準拠法が指定される場合
4. 第50条第3項の規定によって遺言の方式の準拠法が指定される場合
5. 第60条の規定によって船籍国法が指定される場合
6. その他第1項の規定を適用することがこの法律の指定の趣旨に反する場合

第10条 (社会秩序に反する外国法の規定) 外国法によるべき場合において、その規定の適用が大韓民国の善良な風俗その他社会秩序に明白に違反するときは、これを適用しない。

第2章 人

第11条 (権利能力) 人の権利能力は、その者の本国法による。

第12条 (失踪宣告) 法院は、外国人の生死が明らかでない場合において、大韓民国にその者の財産があるとき、大韓民国法によるべき法律関係があるとき、その他正当な事由のあるときは、大韓民国法によって失踪宣告をすることができる。

第13条 (行為能力) ①人の行為能力は、その者の本国法による。行為能力が婚姻によって拡大される場合もまた同様である。

第5条 (社会秩序に反する外国法の規定) 外国法によるべき場合において、その規定が善良な風俗その他社会秩序に違反する事項を内容とするものであるときは、これを適用しない。

第2章 民事に関する規定

〈新設〉

第8条 (失踪宣告) 外国人の生死が明らかでない場合においては、法院は、大韓民国にある財産及び大韓民国の法律によるべき法律関係に関してのみ、大韓民国の法律によって失踪の宣告をすることができる。

第6条 (行為能力) ①人の能力は、その本国法によってこれを定める。

②すでに取得した行為能力は、国籍の変更によって喪失されたり制限されることはない。

第14条（限定治産及び禁治産宣告） 法院は、大韓民国に常居所又は居所のある外国人に対して、大韓民国法によって限定治産又は禁治産の宣告をすることができる。

第15条（取引保護） ①法律行為を行った者と相手方が、法律行為の成立当時、同一の国の中にいる場合において、その行為者がその者の本国法によれば無能力者であっても法律行為が行われた国の法によって能力者であるときは、その者の無能力を主張することはできない。但し、相手方が、法律行為の当時、その者の無能力を知っていた場合又は知ることができた場合は、この限りではない。

②第1項の規定は、親族法又は相続法の規定による法律行為及び行為地外の国にある不動産に関する法律行為には、これを適用しない。

第16条（法人及び団体） 法人又は団体は、その設立の準拠法による。但し、外国で設立された法人又は団体が大韓民国に主たる事務所を有する場合又は大韓民国で主たる事業を行う場合は、大韓民国法による。

第7条（限定治産及び禁治産） ①限定治産及び禁治産の原因は、限定治産者又は禁治産者の本国法により、その宣告の効力は、宣告をした国の法による。

②大韓民国に住所又は居所のある外国人がその本国法によって限定治産又は禁治産の原因のあるときは、法院は、その者に対して限定治産又は禁治産の宣告をすることができる。但し、大韓民国の法律がその原因を認めないときはこの限りでない。

第6条（行為能力） ②外国人が大韓民国で法律行為をした場合において、その外国人が本国法によれば無能力者である場合であっても大韓民国の法律によって能力者であるときは、これを能力者とみなす。

③前項の規定は、親族法又は相続法の規定による法律行為及び外国にある不動産に関する法律行為には、これを適用しない。

〈新設〉

* 参照

第29条（商事会社の行為能力） 商事会社の行為能力は、その営業所所在地の法による。

第3章 法律行為

第17条 (法律行為の方式) ①法律行為の方式は、その行為の準拠法による。

②行為地法によって行った法律行為の方式は、第1項の規定にかかわらず有効である。

③当事者が契約締結時に異なる国にいるときは、そのいずれか一つの国の法が定めた法律行為の方式によることができる。

④代理人による法律行為の場合は、代理人がいる国を基準にして第2項に規定された行為地法を定める。

⑤第2項乃至第4項の規定は、物権その他登記すべき権利を設定又は処分する法律行為の方式については、これを適用しない。

第18条 (任意代理) ①本人と代理人との関係は、当事者間の法律関係の準拠法による。

②代理人の行為によって本人が第三者に対して義務を負担するか否かは、代理人の営業所がある国の法によって、代理人の営業所がないか営業所があっても第三者がこれを知り得ない場合は、代理人が実際に代理行為を行った国の法による。

③代理人が本人と労働契約関係にあつて営業所をもたない場合は、本人の主たる営業所をその営業所とみなす。

④本人は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、代理の準拠法を選択できる。但し、準拠法を選択は、代理権を証明する書面に明示されるか本人又は代理人によって第三者に書面で通知された場合に

第10条 (法律行為の方式) ①法律行為の方式は、その行為の効力を定めた法による。

②行為地法によって行った法律行為の方式は、前項の規定にかかわらずこれを有効とする。但し、当事者の意思によって法律行為の効力を定めた法があるときは、その法が定めた法律行為の方式によっても効力を有する。

③前2項の規定は、物権その他登記すべき権利を設定又は処分する法律行為については、これを適用しない。

<新設>

限って、その効力を有する。

⑤代理権のない代理人と第三者間の関係については、第2項の規定を準用する。

第4章 物権

第19条 (物権の準拠法) ①動産及び不動産に関する物権又は登記すべき権利は、その目的物の所在地法による。

②第1項に規定された権利の得喪変更は、その原因たる行為又は事実の完成当時のその目的物の所在地法による。

第20条 (運送手段) 航空機に関する物権はその国籍所属国法により、鉄道車両に関する物権はその運行許可国法による。

第21条 (無記名証券) 無記名証券に関する権利の得喪変更は、その原因たる行為又は事実の完成当時のその無記名証券の所在地法による。

第22条 (移動中の物) 移動中の物に関する物権の得喪変更は、その目的地法による。

第23条 (債権等に対する約定担保物権)
債権・株式その他の権利又はこれを表彰する有価証券を対象とする約定担保物権は、担保対象である権利の準拠法による。但し、無記名証券を対象とする約定担保物権は、第21条の規定による。

第24条 (知的財産権の保護) 知的財産権の保護は、その侵害地法による。

第5章 債権

第25条 (当事者自治) ①契約は、当事者が明示的又は黙示的に選択した法によ

第12条 (物権その他登記すべき権利)

①動産及び不動産に関する物権その他登記すべき権利は、その目的物の所在地法による。

②前項に規定した権利の得喪変更は、その原因たる行為又は事実が完成した時の目的物の所在地法による。

〈新設〉

第31条 (無記名証券) 無記名証券の取得に関する事項は、その取得地法による。

〈新設〉

〈新設〉

〈新設〉

第9条 (法律行為の成立及び効力) 法律行為の成立及び効力については、当事

る。但し、黙示的な選択は、契約内容その他すべての事情から合理的に認めることができる場合に限る。

②当事者は、契約の一部についても準拠法を選択することができる。

③当事者は、合意によって本条又は第26条の規定による準拠法を変更することができる。但し、契約締結後なされた準拠法の変更は、契約の方式の有効性と第三者の権利に影響を及ぼさない。

④すべての要素がもっぱら一つの国と関連があるにもかかわらず、当事者がそれ以外の他の国の法を選択した場合、関連のある国の強行規定はその適用を排除されない。

⑤準拠法選択に関する当事者の合意の成立及び有効性については、第29条の規定を準用する。

第26条 (準拠法決定時の客観的連結)

①当事者が準拠法を選択しなかった場合、契約は、その契約と最も密接な関連のある国の法による。

②当事者が契約によって次の各号のいずれか一つに該当する履行を行なうべき場合は、契約締結当時その者の常居所がある国の法(当事者が法人又は団体の場合は主たる事務所がある国の法)が最も密接な関連のあるものと推定する。但し、契約が当事者の職業上又は営業上の活動として締結された場合は、当事者の営業所がある国の法が最も密接な関連のあるものと推定する。

1. 譲渡契約の場合は、譲渡人の履行
2. 利用契約の場合は、物又は権利を

者の意思によって適用する法を定める。但し、当事者の意思が明らかでないときは、行為地法による。

第9条 (法律行為の成立及び効力) 法律行為の成立及び効力については、当事者の意思によって適用する法を定める。但し、当事者の意思が明らかでないときは、行為地法による。

第11条 (異法地域者間の法律行為) ①法を異にする地にある者に対して行った意思表示は、その通知をした地を行為地とみなす。

②契約の成立及び効力については、その申込の通知をした地を行為地とみなす。その申込を受けた者が承諾をした場合にその申込の発信地を知ることができないときは、申込者の住所地を行為地とみなす。

利用できるようにする当事者の履行

3. 委任・請負契約及びこれと類似の

労務供給契約の場合は、労務の履行

③不動産についての権利を対象とする契約の場合は、不動産が所在する国の法が最も密接な関連のあるものと推定する。

第27条（消費者契約） ①消費者が職業上又は営業上の活動外の目的で締結する契約が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、当事者が準拠法を選択しても、消費者の常居所がある国の強行規定により消費者に与えられる保護を奪うことはできない。

〈新設〉

1. 消費者の相手方が、契約締結の前に、その国において広告による取引の勧誘等職業上若しくは営業上の活動を行うか、又はその国外の地域においてその国に向かって広告による取引の勧誘等職業上若しくは営業上の活動を行い、消費者がその国で契約締結に必要な行為を行った場合
2. 消費者の相手方が、その国で消費者の注文を受けた場合
3. 消費者の相手方が、消費者をして外国に行き注文をするよう誘導した場合

②当事者が準拠法を選択しない場合には、第1項の規定による契約は、第26条の規定にかかわらず消費者の常居所地法による。

③第1項の規定による契約の方式は、第17条第1項乃至第3項の規定にかかわらず消費者の常居所地法による。

④第1項の規定による契約の場合には、

消費者は、その者の常居所がある国においても相手方に対して訴えを提起することができる。

⑤第1項の規定による契約の場合には、消費者の相手方が消費者を相手に提起する訴えは、消費者の常居所がある国においてのみ提起することができる。

⑥第1項の規定による契約の当事者は、書面によって国際裁判管轄に関する合意をすることができる。但し、その合意は、次の各号のいずれか一つに該当する場合に限り、その効力を有する。

1. 紛争が既に発生した場合
2. 消費者に、本条による管轄法院に加えて他の法院に提訴することを許す場合

第28条 (労働契約) ①労働契約の場合 〈新設〉
に当事者が準拠法を選択しても、第2項の規定によって指定される準拠法所属国の強行規定によって労働者に与えられる保護を奪うことはできない。

②当事者が準拠法を選択しない場合には、労働契約は、第26条の規定にかかわらず労働者が日常的に労務を提供する国の法により、労働者が日常的にある一つの国の中で労務を提供しない場合には使用者が労働者を雇用した営業所がある国の法による。

③労働契約の場合、労働者は、自分が日常的に労務を提供する国又は最後に日常的に労務を提供した国において使用者を相手に訴えを提起することができ、自分が日常的に同一国内で労務を提供しない又はしなかったときは、使用者がその者

を雇用した営業所がある国又はあった国においても、使用者を相手に訴えを提起することができる。

④労働契約の場合には、使用者が労働者を相手に提起する訴えは、労働者の常居所がある国又は労働者が日常的に労務を提供する国においてのみ提起することができる。

⑤労働契約の当事者は、書面によって国際裁判管轄に関する合意をすることができる。但し、その合意は、次の各号のいずれか一つに該当する場合に限り、その効力を有する。

1. 紛争が既に発生した場合
2. 労働者に、本条による管轄法院に加えて他の法院に提訴することを許す場合

第 29 条 (契約の成立及び有効性) ①契約の成立及び有効性は、その契約が有効な場合にこの法律によって指定されることになる準拠法によって判断する。

②第 1 項の規定による準拠法によって当事者の行為の効力を判断することがあらゆる事情に照らして明白に不当である場合は、その当事者は契約に同意していなかったことを主張するためにその者の常居所地法を援用することができる。

第 30 条 (事務管理) ①事務管理は、その管理が行われた地の法による。但し、事務管理が当事者間の法律関係に基づいて行われた場合は、その法律関係の準拠法による。

②他の人の債務を弁済することによって発生する請求権は、その債務の準拠法に

〈新設〉

第 13 条 (法定債権の成立及び効力) ①事務管理、不当利得又は不法行為によって生じた債権の成立及び効力は、その原因たる事実が発生した地の法による。

よる。

第31条 (不当利得) 不当利得は、その利得が発生した地の法による。但し、不当利得が当事者間の法律関係に基づいて行われた履行から発生した場合は、その法律関係の準拠法による。

第32条 (不法行為) ①不法行為は、その行為が行われた地の法による。

②不法行為が行われた当時、同一の国の中に加害者と被害者の常居所がある場合は、第1項の規定にかかわらず、その国の法による。

③加害者と被害者の間に存在する法律関係が不法行為によって侵害される場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その法律関係の準拠法による。

④第1項乃至第3項の規定によって外国法が適用される場合において、不法行為による損害賠償請求権は、その性質が明白に被害者の適切な賠償のためのものでなかったり又はその範囲が本質的に被害者の適切な賠償のために必要とした程度を越えるときは、これを認めない。

第33条 (準拠法に関する事後の合意)

当事者は、第30条乃至第32条の規定にかかわらず、事務管理・不当利得・不法行為が発生した後に、合意によって大韓民国法をその準拠法として選択することができる。但し、それによって第三者の権利に影響を及ぼさない。

第34条 (債権の譲渡及び債務の引受)

①債権の譲渡人と譲受人間の法律関係は、当事者間の契約の準拠法による。但し、債権の譲渡可能性、債務者及び第三者に

第13条 (法定債権の成立及び効力) ①事務管理、不当利得又は不法行為によって生じた債権の成立及び効力は、その原因たる事実が発生した地の法による。

第13条 (法定債権の成立及び効力) ①事務管理、不当利得又は不法行為によって生じた債権の成立及び効力は、その原因たる事実が発生した地の法による。

②前項の規定は、外国で発生した事実が大韓民国の法律によっては不法行為とならないときは、これを適用しない。

③外国で発生した事実が大韓民国の法律によって不法行為となる場合であっても、被害者は、大韓民国の法律が認める損害賠償その他の処分以外には、これを請求することはできない。

〈新設〉

第14条 (債権譲渡) 債権譲渡の第3者に対する効力は、債務者の住所地法による。

対する債権譲渡の効力は、譲渡される債権の準拠法による。

②第1項の規定は、債務引受にこれを準用する。

第35条（法律による債権の移転） ①法律による債権の移転は、その移転の原因となった旧債権者と新債権者間の法律関係の準拠法による。但し、移転される債権の準拠法に債務者保護のための規定がある場合には、その規定が適用される。

②第1項のような法律関係が存在しない場合は、移転される債権の準拠法による。

〈新設〉

第6章 親族

第36条（婚姻の成立） ①婚姻の成立要件は、各当事者につきその本国法による。②婚姻の方式は、婚姻挙行地法又は当事者の一方の本国法による。但し、大韓民国で婚姻を挙行する場合に当事者の一方が大韓民国国民であるときは、大韓民国法による。

第37条（婚姻の一般的効力） 婚姻の一般的効力は、次の各号に定めた法の順位による。

1. 夫婦の同一なる本国法
2. 夫婦の同一なる常居所地法
3. 夫婦と最も密接な関連のある地の法

第38条（夫婦財産制） ①夫婦財産制に関しては、第37条の規定を準用する。②夫婦が合意によって次の各号の法のいずれかを選択した場合は、夫婦財産制は、第1項の規定にかかわらず、その法による。但し、その合意は、日付及び夫婦の

第15条（婚姻の成立要件） ①婚姻の成立要件は、各当事者につきその本国法によってこれを定める。但し、その方式は、婚姻挙行地の法による。

②前項の規定は、民法第814条の適用に影響を及ぼさない。

第16条（婚姻の効力） ①婚姻の効力は、夫の本国法による。

②外国人が大韓民国国民の婿養子になったときの婚姻の効力は、大韓民国の法律による。

第17条（夫婦財産制） ①夫婦財産制は、婚姻当時の夫の本国法による。

②外国人が大韓民国国民の婿養子になったときの夫婦財産制は、大韓民国の法律による。

記名捺印又は署名のある書面で作成された場合に限り、効力を有する。

1. 夫婦の一方が国籍を有する法
2. 夫婦の一方の常居所地法
3. 不動産に関する夫婦財産制については、その不動産の所在地法

③外国法による夫婦財産制は、大韓民国において行った法律行為及び大韓民国にある財産については、これを善意の第三者に対抗することができない。この場合において、その夫婦財産制によることができないときは、第三者との関係については、夫婦財産制は大韓民国法による。

④外国法によって締結された夫婦財産契約は、大韓民国において登記した場合、第3項の規定にかかわらず、これを第三者に対抗することができる。

第39条（離婚） 離婚に関しては、第37条の規定を準用する。但し、夫婦の一方が大韓民国に常居所のある大韓民国国民である場合は、離婚は大韓民国法による。

第40条（婚姻中の親子関係） ①婚姻中の親子関係の成立は、子の出生当時の夫婦の一方の本国法による。

②第1項の場合において夫が子の出生前に死亡したときは、死亡当時の本国法をその者の本国法とみなす。

第41条（婚姻外の親子関係） ①婚姻外の親子関係の成立は、子の出生当時の母の本国法による。但し、父子間の親子関係の成立は、子の出生当時の父の本国法又は現在の子の常居所地法によることが

第18条（離婚） 離婚は、その原因たる事実が発生した当時の夫の本国法による。但し、法院は、その原因たる事実が大韓民国の法律によって離婚の原因とならないときは、離婚の宣告をすることができない。

第19条（親生子） 親生子の推定、承認又は否認は、その出生当時の母の夫の本国法による。夫が子の出生前に死亡したときは、その死亡当時の本国法によって、これを定める。

第20条（認知） ①婚姻外の出生者の認知要件は、その父又は母については認知する時の父又は母の本国法によってこれを定め、その子については認知する時の子の本国法によってこれを定める。

できる。

②認知は、第1項の定める法以外に、認知当時の認知者の本国法によることができる。

③第1項の場合において父が子の出生前に死亡したときは、死亡当時の本国法をその者の本国法とみなし、第2項の場合において認知者が認知前に死亡したときは、死亡当時の本国法をその者の本国法とみなす。

第42条（婚姻外の出生子に対する準正）

①婚姻外の出生子が婚姻中の出生子にその地位が変更される場合については、その要件たる事実の完成当時の父若しくは母の本国法又は子の常居所地法による。

②第1項の場合において父又は母がその要件たる事実が完成する前に死亡したときは、死亡当時の本国法をその者の本国法とみなす。

第43条（養子縁組及び離縁） 養子縁組及び離縁は、養子縁組当時の養親の本国法による。

第44条（同意） 第41条乃至第43条の規定による親子関係の成立に関して、子の本国法が子又は第三者の承諾又は同意等を要件とするときはその要件も備えなければならない。

第45条（親子間の法律関係） 親子間の法律関係は、父母と子の本国法がすべて同一の場合はその法により、その他の場合は子の常居所地法による。

②認知の効力は、父又は母の本国法による。

〈新設〉

第21条（養子縁組及び離縁） ①養子縁組の要件は、各当事者につき本国法によってこれを定める。

②養子縁組の効力及び離縁は、養親の本国法による。

〈新設〉

第22条（親子間の法律関係） 親子間の法律関係は、父の本国法により、父がいないときは母の本国法による。

第46条(扶養) ①扶養の義務は、扶養権利者の常居所地法による。但し、その法によれば扶養権利者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、当事者の共通本国法による。

②大韓民国において離婚が行われ又は承認された場合、離婚をした当事者間の扶養義務は、第1項の規定にかかわらず、その離婚について適用された法による。

③傍系血族間又は姻戚間の扶養義務の場合、扶養義務者は、扶養権利者の請求に対して、当事者の共通本国法により扶養義務のないことを主張でき、そのような法がないときは、扶養義務者の常居所地法によって扶養義務がないことを主張することができる。

④扶養権利者と扶養義務者がすべて大韓民国国民であり、扶養義務者が大韓民国に常居所を有する場合は、大韓民国法による。

第47条(その他の親族関係) 親族関係の成立及び親族関係で発生する権利義務に関して、この法律に特別な規定のない場合は、各当事者の本国法による。

第48条(後見) ①後見は、被後見人の本国法による。

②大韓民国に常居所又は居所のある外国人に対する後見は、次の各号のいずれか一つに該当する場合に限り、大韓民国法による。

1. その本国法によれば、後見開始の原因があるものの、その後見事務を行う者がいない場合又は後見事務を行う者がいても後見事務を行うこと

第23条(扶養義務) 扶養の義務は、扶養義務者の本国法による。

第24条(親族関係) 親族関係及び親族関係において発生した権利義務に関して本法に特別な規定がない場合は、各当事者の本国法によってこれを定める。

第25条(後見) ①後見は、被後見人の本国法による。

②大韓民国に住所又は居所のある外国人の後見は、その本国法により後見開始の原因があってもその後見事務を行う者がいない場合及び大韓民国において限定遺産又は禁治産を宣告されたときに限り、大韓民国の法律による。

ができない場合

2. 大韓民国において限定治産又は禁治産を宣告された場合
3. その他被後見人を保護すべき緊急の必要がある場合

第 49 条 (相続) ①相続は、死亡当時の被相続人の本国法による。

②被相続人が遺言に適用される方式によって明示的に次の各号の法のいずれかを指定するときは、相続は、第 1 項の規定にかかわらず、その法による。

1. 指定当時の被相続人の常居所地法。
但し、その指定は、被相続人が死亡時までその国に常居所を維持した場合に限り、効力を有する。
2. 不動産に関する相続については、その不動産の所在地法

第 50 条 (遺言) ①遺言は、遺言当時の遺言者の本国法による。

②遺言の変更又は撤回は、その当時の遺言者の本国法による。

③遺言の方式は、次の各号のいずれか一つの法による。

1. 遺言者が、遺言当時又は死亡当時、国籍を有した国の法
2. 遺言者の遺言当時又は死亡当時の常居所地法
3. 遺言当時の行為地法
4. 不動産に関する遺言の方式については、その不動産の所在地法

第 8 章 手形・小切手

第 51 条 (行為能力) ①為替手形、約束手形及び小切手により債務を負担する者

第 26 条 (相続) 相続は、被相続人の本国法による。

第 27 条 (遺言) ①遺言の成立及び効力は、その成立当時の遺言者の本国法による。

②遺言の取消は、その取消当時の遺言者の本国法による。

③遺言の方式は、行為地法によっても妨げない。

第 3 章 商事に関する規定

第 34 条 (手形行為能力) ①為替手形、約束手形及び小切手により義務を負う者

の能力は、その者の本国法による。但し、その国の法が他の国の法によるべきことを定める場合は、その他国の法による。

②第1項の規定によれば能力のない者と雖も、他の国において署名をしその国の法によって能力があるときは、その債務を負担することのできる能力があるものとみなす。

第52条 (小切手支払人の資格) ①小切手支払人になることのできる者の資格は、支払地法による。

②支払地法によれば支払人になることのできない者を支払人にしたため小切手が無効な場合であっても、これと同一の規定のない他の国においてなした署名により生じた債務の効力には影響を及ぼさない。

第53条 (方式) ①為替手形、約束手形及び小切手上の行為の方式は、署名地法による。但し、小切手行為の方式は、支払地法によることもできる。

②第1項の規定により行為が無効な場合であっても、その後に行った行為の行為地法によって適法なときは、前の行為の無効は、その後の行為の効力に影響を及ぼさない。

③大韓民国国民が外国において行った為替手形、約束手形及び小切手上の行為の方式が行為地法によれば無効であっても、大韓民国法により適法なときは他の大韓民国国民に対して効力を有する。

第54条 (効力) ①為替手形の引受人と約束手形の振出人の債務は支払地法により、小切手から生ずる債務は署名地法に

の能力は、その本国法による。但し、その国の法が他の国の法によるべきことを定めるときは、その他国の法を適用する。

②前項の規定によりその能力のない者と雖も、他の国の領域において署名をしその国の法によれば能力があるときは、その責任を負う。

第35条 (小切手支払人の資格) ①小切手支払人になることのできる者は、支払地の法による。

②支払地の法により支払人になることのできない者を支払人としたことにより小切手が無効であっても、これと同一の規定のない他の国においてなした署名により生じた債務は、これによりその効力に影響を及ぼさない。

第36条 (手形行為の方式) ①為替手形、約束手形及び小切手上の行為の方式は、署名地の法による。但し、小切手は、支払地の法に規定される方式によることを妨げない。

②前項の規定によって行為が無効である場合であっても、その行為地法によれば適法なときは、前の行為の無効は、後の行為の効力に影響を及ぼさない。

③大韓民国国民が外国において行った為替手形、約束手形及び小切手上の行為が大韓民国の法律によって適法なときに限り、他の大韓民国国民に対しても効力を有する。

第37条 (手形行為の効力) ①為替手形の引受人と約束手形の振出人の義務の効力はその支払地の法律により、小切手か

よる。

②第1項に規定された者以外の者の為替手形及び約束手形による債務は、署名地法による。

③為替手形、約束手形及び小切手の遡求権を行使する期間は、すべての署名者について振出地法による。

第55条（原因債権の取得） 手形の所持人がその振出の原因たる債権を取得するかどうかは、手形の振出地法による。

第56条（一部引受及び一部支払） ①為替手形の引受を手形金額の一部に制限することができるかどうか、及び所持人が一部支払を受諾する義務があるかどうかは、支払地法による。

②第1項の規定は、約束手形の支払に準用する。

第57条（権利の行使・保全のための行為の方式） 為替手形、約束手形及び小切手に関する拒絶証書の方式、その作成期間並びに為替手形上、約束手形上及び小切手上的権利の行使又は保全に必要なその他の行為の方式は、拒絶証書を作成すべき地又はその他の行為を行うべき地の法による。

第58条（喪失及び盗難） 為替手形、約束手形及び小切手の喪失又は盗難の場合に行うべき手続は、支払地法による。

第59条（小切手の支払地法） 小切手に関する次の各号の事項は、小切手の支払地法による。

1. 小切手が一覧払いを要するかどうか

ら生ずる義務の効力は署名地の法による。

②前項に規定した者を除き、為替手形、約束手形及び小切手により債務を負う者の署名から生ずる効力は、その署名地の法による。但し、為替手形、約束手形及び小切手上的訴求権を行使する期間は、すべての署名者に対してその振出地の法による。

第38条（原因債権の取得） 為替手形の所持人が、その振出の原因となる債権を取得するかどうかは、手形の振出地の法による。

第39条（一部引受、一部支払） 為替手形と約束手形の引受を手形金額の一部に制限するかどうか、及び所持人にその一部支払を受諾する義務があるかどうかは、その支払地の法による。

第40条（権利の行使、保全のための行為の方式） 拒絶証書の方式及びその作成期間、その他為替手形上、約束手形上及び小切手上的権利行使又は保存に必要な行為の方式は、拒絶証書を作成すべき地又はその行為地の法による。

第41条（手形の喪失、盗難） 為替手形及び約束手形の喪失又は盗難の場合に行うべき手続は、支払地の法による。

第43条（支払地法） 小切手に関する次の各号の事項は、小切手の支払地の法による。

1. 小切手が一覧払いを要するかどうか

か、一覽後定期払いとして振り出すことができるかどうか及び先日付小切手の効力

2. 呈示期間

3. 小切手に引受、支払保証、確認又は査証をすることができるかどうか及びその記載の効力

4. 所持人が一部支払を請求することができるかどうか及び一部支払を受諾する義務があるかどうか

5. 小切手に線引きをすることができるかどうか及び小切手に「計算のため」という文言又はこれと同一の意義を有する文言の記載の効力。但し、小切手の振出人又は所持人が小切手面に「計算のため」という文言又はこれと同一の意義を有する文言を記載して現金の支払を禁止した場合に、その小切手が外国において振り出され大韓民国で支払うべきときは一般線引小切手の効力を有する。

6. 所持人が小切手の資金に対して特別な権利を有するかどうか及びその権利の性質

7. 振出人が小切手の支払委託を取り消すことができるかどうか及び支払差止のための手続をすることができるかどうか

8. 裏書人、振出人その他の債務者に対する遡求権保全のために拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言を必要とするかどうか

か、一覽後定期払いとして振り出すことができるかどうか及び先日付小切手の効力

2. 呈示期間

3. 小切手に引受、支払保証、確認又は査証を行うことができるかどうか及びその記載の効力

4. 所持人の一部支払を請求することができるかどうか及び一部支払を受諾する義務があるかどうか

5. 小切手に線引きをすることができるかどうか及び小切手に「計算のため」という文言又はこれと同一の意義を有する文言の記載の効力

* 参照

第42条 (計算小切手) 小切手の振出人又は所持人が、証券に「計算のため」という文言又はこれと同一の意義を有する文言を記載して現金の支払を禁止した場合に、その小切手が外国で振り出され大韓民国で支払うべきものは、一般横線小切手の効力を有する。

6. 所持人の資金に対する特別な権利の有無及びその権利の性質

7. 振出人が小切手の支払委託を取消し又は支払差止の手続をすることができるかどうか

8. 小切手の喪失又は盗難の場合にすべき手続

9. 裏書人その他証券上の債務者に対する遡求権保全のために、拒絶証書又はこれと同一の効力を有する宣言を必要とするかどうか

第9章 海商

第60条(海商) 海商に関する次の各号の事項は、船籍国法による。

1. 船舶の所有権及び抵当権、船舶先取特権、その他船舶に関する物権
2. 船舶に関する担保物権の優先順位
3. 船長と海員の行為に対する船舶所有者の責任範囲
4. 船舶所有者・傭船者・船舶管理人・船舶運行者その他の船舶使用人が、責任制限を主張することができるかどうか、及びその責任制限の範囲
5. 共同海損
6. 船長の代理権

第61条(船舶衝突) ①港湾、河川又は領海における船舶衝突に関する責任は、その衝突地法による。

②公海における船舶衝突に関する責任は、各船舶が同一の船籍国に属するときはその船籍国法により、各船舶が船籍国を異にするときは加害船舶の船籍国法による。

第62条(海洋事故救助) 海洋事故救助による報酬請求権は、その救助行為が領海で行われたときは行為地法により、公海で行われたときは救助した船舶の船籍

第44条(海商) 海商に関する次の各号の事項は、船籍国法による。

1. 船舶所有権の移転に関する公示の方法
2. 船舶が譲渡された場合に船舶所有者の債権者として追及権のある者でない者
3. 船舶に抵当権を設定することができるかどうか及び海上で抵当権を設定する場合の公示方法
4. 海上優先特権によって担保される債権の種類及び船舶に対する優先特権の順位
5. 船長及び海員の行為に対する船舶所有者の責任範囲
6. 船舶所有者が船舶及び運賃を委付して責任を免れることができるかどうか
7. 共同海損によって利害関係人に分担されることのできる海損の性質
8. 共同海損の場合に損害を負担すべき財団の組成

第45条(船舶衝突) 港湾、河川又は領海における船舶衝突に関する責任は、衝突地の法による。

第46条(同前) 公海における船舶衝突に関する責任は、各船舶が同一船籍国に属するときは船籍国法により、各船舶が船籍国を異にするときは加害船舶の船籍国法による。

第47条(海難救助) 海難救助による報酬請求権は、その救助行為が領海で行われたときは行為地法により、公海で行われたときは救助船舶の船籍国法による。

国法による。

附則

①（施行日） この法律は、2001年7月1日より施行する。

②（準拠法適用の時間的範囲） この法律施行前に生じた事項に対しては、従前の涉外私法による。但し、この法律の施行前後に継続する法律関係に関しては、この法律施行以後の法律関係に限りこの法律の規定を適用する。

③（国際裁判管轄に関する経過措置） この法律施行当時、法院に係属中の事件に関しては、この法律の国際裁判管轄に関する規定を適用しない。

④（他の法律の改正） 仲裁法の中、次のように改正する。

第29条第1項中、「涉外私法」を「国際私法」とする。

附則

①（施行日） 本法は、公布の日から施行する。

②（廃止法令） 檀紀4245年（西暦1912年）3月勅令第21号「法例を朝鮮に施行する件」は、これを廃止する。

〔*なお、改正前の28条、29条、30条、32条及び33条は新法では削除されており、この新旧対照表にはない。〕